

定期代の  
30%相当!

## 高校生通学定期券購入費補助金申請について

町内から通学する高校生の定期代を補助することにより、経済的負担を軽減し、子育て環境の向上を図るための補助金制度です。



### ◇補助対象者◇

○御宿町に住所を有し、かつ、鉄道（特急券及び新幹線定期券を除く。）及び路線バスを利用し、町内から通学する高校生※またはその保護者。（他の助成を受けている場合や町税に滞納がある場合等は対象外となります。）

\*高校生・・・学校教育法に基づく高等学校、特別支援学校（高等部に限る。）高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）及び専修学校（高等課に限る。）に通学する方。



### ◇補助金額・補助期間◇

- 高校生が町内から通学する高校等までの全区間の公共交通の通学定期券の6ヶ月分の定期代を基準として1ヶ月分の額の30%（100円未満切捨て）に、購入月数を乗じた額。
- 高等学校等における在学期間を限度とします。
- \*有効期間が在学期間を超える有効な定期券は、補助対象期間を日割りで算出します。
- 紛失等により定期券を再購入したときは、重複する期間は除きます。

### ◇補助金申請方法◇\*申請期間は、定期券を購入した日から6ヶ月以内です。

①所定様式「高校生通学定期券購入費補助金交付申請書兼請求書」に必要事項を記入・押印し、②「通学定期券」の写し、③「学生証又は在学証明証等」の写しを添付うえ、④申請者名義の預金通帳」を持参して定期券の有効期間内に役場庁舎2階保健福祉課福祉介護班に提出してください。なお、重複した申請については、無効ですのでご了承ください。

- \*①所定様式は、保健福祉課福祉介護班または町ホームページからダウンロードできます。
- \*詳細については、町ホームページ <https://www.town.onjuku.chiba.jp/sub3/1/28.html> をご覧ください。（QRコードからもご覧いただけます。）



### 【お問い合わせ】

御宿町役場 保健福祉課 福祉介護班

電話番号：0470-68-6716（FAX：0470-68-7182）